

秋田市告示第111号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 変更した土地の区域

秋田市添川、柳田、太平黒沢、太平寺庭、太平中関、太平八田、太平目長崎、下北手宝川、下北手松崎、上北手荒巻、上北手猿田、上北手百崎、仁井田、四ツ小屋、四ツ小屋小阿地、豊岩石田坂、豊岩小山、豊岩豊巻、外旭川、下新城岩城、下新城小友、下新城笠岡、下新城長岡、上新城五十丁、上新城中、上新城保多野、上新城道川、金足岩瀬、金足大清水、金足黒川、金足下刈、金足高岡、金足堀内、河辺岩見、河辺北野田高屋、河辺三内、河辺高岡、河辺松渕、河辺諸井、河辺和田、雄和種沢、雄和平尾鳥、雄和石田、雄和椿川、雄和田草川および雄和芝野新田の一部の区域

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課